

☆ 学習障がいのある子どもの理解のために

学習障がいを理解するために、基本的な事項について、「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にしてまとめました。



「学習障がい」とは

学習障害とは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって学习上、様々な困難に直面している状態をいう。

*参考:「学習障がい」の用語の取扱いについては、「DSM-5病名・用語翻訳ガイドライン」において、限局性学習症/限局性学習障害を用いることが推奨されている。

<学習障がいにより困難を示す領域>

「学習障がい」とは、このうち一又は複数について著しい困難を示す状態を指す。

ア 聞く能力

他人の話を正しく聞き取って、理解すること。

イ 話す能力

伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。

ウ 読む能力

文章を正確に読み、理解すること。

カ 推論する能力

事実を基に結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

オ 計算する能力

暗算や筆算をすること。
数の概念を理解すること。

ク 書く能力

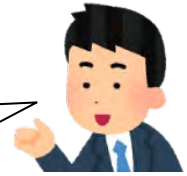
文字を正確に書くこと。
筋道立てて文章を作成すること。



学習障がいの状態の把握に当たっては、医療、保健、福祉などの関係諸機関、専門家チーム、巡回相談等の各地域における支援体制や、校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の各学校における支援体制に蓄積されている知見を活用することが大切です。

* 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～(令和3年6月) P285～

学習障がいの特性として、「障害のある子供の教育支援の手引」では、3つ挙げています。



<学習障がいの特性>

○ 見えにくい障がいであること

学習障がいは、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまったり、子ども自身が周囲に気付かれないようにカモフラージュしたりするなどの状況から、障がいの存在が見逃されやすいです。障がいの特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要があります。



「しっかりと音読練習して来なさい！」
「もっと丁寧に書きなさい！」等
本人なりに努力しても難しいことを責められるのは、本人にとって苦しいことであると、私たちが理解する必要があります。

○ 他の障がいとの重複がある場合が多いこと

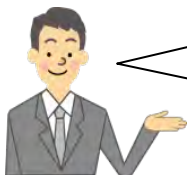
学習障がいは、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障がいや自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子どもに応じた対応が必要です。

学習障がいにより困難を示す領域以外にも、指導や支援が必要な場合があります。



○ 他の事項への波及

学習場面への参加の困難さを感じる事が多く、また本人は努力していても周囲にはそれが認められない場合もあることから、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障がいを起こす場合があります。



様々な困難さから、「どうせ自分なんて…」と自己肯定感が低下してしまうことがあります。本人の困っている気持ちに寄り添った言葉掛けやかかわりが大切です。

☆ 学習障がいのある子どもの教育的ニーズの整理①
～障がいの状態等の把握～

学習障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『①障がいの状態等の把握』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア 医学的側面からの把握

障がいに関する基礎的な情報の把握	
把握する事項	留意点等
a 既往・生育歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生週数 ・ 出生時体重 ・ 出生時の状態 ・ 保育器の使用 ・ 育った国や言語環境 ・ 入院歴や病歴 ・ 服薬
b 幼児期の発達状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査の状況 ・ 発達相談（地域の実施状況により5歳児健康診査を含む）の状況 ・ 就学時健康診断の状況
c 併存している障がい等の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注意欠陥多動性障がいや自閉症等の有無 ・ 行動障がいや心因性の障がいなどの二次的な障がいの有無 ・ 運動機能に関する障がいの有無 等
<p>【観察について】 知的発達の遅れがないと考えられるが、教科学習において著しい遅れがある特定の教科等がないかを確認する必要がある。例えば、ノート、提出物や作品、学力検査や宿題の取組状況、読み書きに関するチェックリスト等を活用して把握することが考えられる。この場合、視覚や聴覚の情報処理の状況、言語能力や語彙量、注意の持続、記憶の状況、不器用さの有無などのつまずきや困難さ等が要因となっていることが考えられるため、それらを把握するために学習中の様子が重要な情報となるとともに、つまずきや困難さ等を補うための得意な力や、学習に意欲的に取り組めるよう興味や関心についても把握しておくことが大切である。</p> <p>【医療機関等からの情報の把握】 これまでにかかっていた専門の医療機関がある場合には、その間の診断や検査結果などの医学的所見を把握することが重要である。また、乳幼児健康診査や発達相談等の事後のフォローとして、療育機関や相談機関につながっている場合もあるため、言語発達や運動発達に関する療育内容なども重要な情報となる。</p>	

イ 心理学的、教育的側面からの把握

(ア) 発達の状態等に関すること	
把握する事項	留意点等
a 言語面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字への興味や関心の程度 ・ 言葉の言い間違いの有無やその程度 等
b 運動面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 走ったり遊具等で遊んだりする際の身体の使い方 ・ 鉛筆の持ち方やはさみの使い方
c 感覚や認知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見え方や聞こえ方の状態

	<ul style="list-style-type: none"> ・形の弁別 ・上下や左右の位置や方向の理解
d 姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢の保持
e 集中力	<ul style="list-style-type: none"> ・集中力の持続
(イ) 本人の障がいの状態等に関すること	
a 教科学習上の困難さ	<p>困難さのサインに気付くことが大切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴力に課題はないが、話し言葉を聞いて理解できているか。 ・文字を書くときに、他の子どもに比べて時間がかかっていないか。 ・板書する際、何度も黒板を見ていないか。 ・図形を模写することができているか。 等
b 身体の動き	<p>生活全般を通して把握することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走る、跳ぶなどの粗大運動に困難さがないか。 ・ボールやラケット等の道具の使用に困難さがないか。 等
c 感覚や認知の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・見え方や聞こえ方の状態はどうか。 ・図と地を弁別することができるか。 等
d 学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の態度や習慣が身に付いているか。 ・学習や課題に対して主体的に取り組む態度が見られるか。 ・座位や立位などの姿勢が崩れやすいか。 ・忘れ物や紛失が多くないか。 等
e 自己理解の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の得意なことや苦手なことについて認識をもっているか。 ・保護者と障がいについて話し合ったり、相談したりして理解しようとしているか。 ・自分の障がいに気付き、どの程度障がいを受け止めているか。 等
(ウ) 諸検査等の実施及び留意点	
個別式検査の活用	<p>行動観察や心理アセスメントの結果を参考にその状況を把握するとともに、より焦点化された読み書きや計算等の検査を実施することが必要である。</p>
検査実施上の工夫等	<p>学習に必要な基礎的能力のつまずきや困難さの要因の判断に当たっては、校内における実態把握を踏まえ、心理アセスメント等の実施や評価の必要性について、巡回相談員や外部の専門家と相談しながら進めていくことが望ましい。</p>
(工) 認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
学校での集団生活に向けた情報	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びの中での友達との関わりや興味や関心、社会性の発達など
成長過程	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等における成長過程

☆ 学習障がいのある子どもの教育的ニーズの整理② ～特別な指導内容～

学習障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『②特別な指導内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



学習障がいのある子どもに対する特別な指導内容

*下線、太字は本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記 (以下同様)

ア 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること

文字の判別が困難で、文字を読み間違ったり文節の把握ができなかったりする場合、本人にとって読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減し、学習内容の理解が促進される方法や学習環境を整えることが必要である。また、書かれた文章を理解したり、文字を書いて表現したりすることは苦手だが、聞けば理解できたり、図や絵等を使えば効率的に表現することができたりすることもあるので、本人が理解や表現しやすい学習方法を用いて、様々な場面で子どもが有する能力を發揮できるよう、子ども自身も得意な学習の方法や、自分に適した学習の方法について認識し、活用できるように指導することが必要である。

イ 代替手段等の使用に関すること

長文の読解が著しく困難になったり、読書経験の乏しさから語彙が増えていかなかったりするような場合には、振り仮名を振る、拡大コピーをするなど自分が読み易くなる方法を知ったり、コンピュータによる読み上げや電子書籍を使用し文字の大きさを変えたりするなどの代替手段を使うことも考えられる。同様に、書くことの困難さを改善又は克服するために、口述筆記のアプリケーションやワープロを使ったキーボード入力、タブレットでの入力などが使用できることを実感することも大切である。その際、子ども自身が学びやすさにつながることを実感することが大切である。

自分に合った代替手段を用いることで、つまずきが回避できたり、課題に対して意欲的に取り組めるようになったり、自分自身の能力を發揮できたりするなど、通常の学級での学習活動への参加をスムーズにし、自分の能力を最大限に發揮する状況を創り出すことを促す指導や、自分で学習環境を整えていくように指導することが非常に重要である。

また、子ども自身が、代替手段等を使用することの必要性を周囲に伝える力を養うことも重要である。なお、周囲も代替手段を用いる必要性を理解し、異なる方法で学ぼうとする姿勢に理解を示せるように指導することも重要である。

ウ 言語の形成と活用に関すること

実体験や写真や絵と言葉との意味を結び付けながら理解したり、習った語彙を使って例文づくりに取り組んだり、I C T機器等を活用し、見る力や聞く力を活用しながら言語の概念を形成したりするように指導することが大切である。

エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

コンピュータの読み上げ機能を利用したり、読み書きの内容について関係性や項目を整理して考えやすくするため、図やシンボルなどで示すマインドマップのような表現を利用したりして、コミュニケーションを図ることに楽しさと充実感を味わえるようにすることが大切である。

オ 感覚の総合的な活用に関すること

視知覚だけに頼って文字を受容してから書こうとすると、意図している文字を思い出すことができなかつたり、上手く書けなかつたりすることなどがある。このような場合には、例えば、腕を大きく動かして文字の形をなぞるなど、様々な感覚を使って多面的に文字を認識し、書くことができるような指導をすることが大切である。

カ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること

左右の概念を理解することに困難さがあるなど、認知や行動の手掛かりとなる概念を含んだ指示や説明を理解することが難しいことがある。このような場合には、様々な場面で、見たり触ったりする体験的な活動と位置や方向を表す言葉とを関連付けたり、言葉で具体的に意味づけたりしながら指導を行うなど、空間や時間などの基礎的な概念の形成を図ることが重要である。

キ 集団への参加の基礎に関すること

言葉の意味理解の困難さや間違いなどから、友達との会話の背景や経過を類推することが難しく、そのために集団に積極的に参加しにくいことがある。このような場合には、日常的によく使われる友達同士の言い回しや、その意味することが分からないときの尋ね方などを、あらかじめ少人数の集団の中で学習しておくことが大切である。

ク 障がいの特性の理解に関すること

学習障がいのある子どもの場合、得意な能力がある一方で、学習が上手いいかないことや、他者と比較して過度に自己評価を低下させてしまうことがある。このような場合には、二次的な障がいに陥らせないためにも、個別指導や小集団指導などの学習における指導形態を工夫しながら、心理的な安定を担保し、安心した環境の中で、自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにすることが大切である。

ケ 情緒の安定に関すること

読み書きの学習を繰り返し行っても、なかなか成果が得られなかつたり、認められる経験が乏しかったりすることなどから、生活全般において自信を失っている場合がある。その結果として、過度に自己評価が下がったり、意欲が低下したり、情緒が不安定になつたりすることもある。このような場合には、本人がつまづきを克服できるような指導や支援を行い、一つでもやり遂げた経験や成功した経験を積むこと、そうした本人の努力をしっかりと認めることで自信を持たせたり、やり方を工夫すれば自分もやり遂げることができるということに気付くよう促したりすることが必要である。

上記ア～ケは、代表的な例になるため、子どもの実態によっては、上記以外の特別な指導内容も考えられることに留意することが大切です。



その子に最も適切な教育を提供するために、必要となる「特別な指導内容」を把握しましょう。

☆ 学習障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③ ～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

学習障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

読み書きや計算等に関して苦手なことを本人の認知特性を考慮しながらできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどの配慮をして指導を行う。

- 例) 文字の形を言語化することによって識別しやすくする
 パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ等の使用
 口頭試問による評価 等

評価に関しては、本質的なことについて評価するよう努める。

b 学習内容の変更・調整

「読む」「書く」等の特定の学習活動への参加や、特定の学習内容を習得することが難しい場合、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 習熟のための時間を別に設定
 軽重をつけた学習内容の配分 等

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

読み書きに困難が見られる場合、本人の特性に合わせた情報や教材の提供、活用方法などの配慮を行う。

- 例) 文章を読みやすくするために体裁を変える
 拡大文字を用いた資料 振り仮名をつける
 音声やコンピュータの読み上げ 聴覚情報を併用して伝える 等

b 学習機会や体験の確保

身体感覚の発達を促すために、身体を使うような活動を取り入れるなどの配慮を行う。

- 例) 体を大きく使った活動 様々な感覚を同時に使った活動 等

活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

c 心理面・健康面の配慮

苦手な学習があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を積み重ね、教職員や友達、保護者から認められるような場面を積極的に設ける。

- 文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長
 必要な学習活動に重点的な時間配分
 音読箇所を予告し練習する時間を保障する
 互いの違いを認め合うような受容的な学級の雰囲気作り
 困ったときに相談できる人や場所の確保 等

イ
支援体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

- 例) 外部専門家からの助言
 特別支援学校のセンター的機能の活用
 発達障害者支援センターの活用
 通級による指導等の学校内の資源の有効活用

(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

努力によっても克服しがたい困難さがあること、努力が足りないわけではないこと、方法を工夫することによって能力が発揮できること、一方で、誰しも得意なことや不得意なことがあること等について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。

- 例) 具体的で分かりやすい説明
 不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続
 避難に関する注意書きに振り仮名を振る 等

ウ
施設・設備

(ア) 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。

- 例) 余分な物を覆うカーテンの設置
 視覚的に分かりやすいような表示 等

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



【参考資料】教育的ニーズを整理するための調査事項の例(学習障がい) Word版

以下の資料は、学習障がいのある子どもの教育的ニーズを整理するための三つの観点を踏まえて調査票の参考例として調査事項等を示したものである。

1 学習障がいのある子どもの教育的ニーズについて～教育的ニーズを整理するための観点～		
① 学習障がいの状態等の把握		
視 点	事 項	記 録
医学的側面	障がいに関する基礎的な情報の把握	
	既往・生育歴	
	幼児期の発達状況	
	併存している障害等の有無	
心理学的 教育的側面	発達の状態等に関すること	
	言語面	
	運動面	
	感覚や認知	
	姿勢	
	集中力	
	本人の障がいの状態等に関すること	
	教科学習上の困難さ	
	身体の動き	
	感覚や認知の特性	
	学習意欲や学習に対する取組の姿勢や態度、習慣	
	自己理解の状況	
	諸検査等の実施	
	行動観察	
	留意点を踏まえた結果	
	認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援施設等からの情報の把握	
集団生活に向けた情報 成長過程		
② 学習障がいのある子どもに対する特別な指導内容		
	感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること	
	代替手段等の使用に関すること	
	言語の形成と活用に関すること	
	コミュニケーション手段の選択と活用に関すること	
	感覚の総合的な活用に関すること	
	認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること	
	集団への参加の基礎に関すること	
	障害の特性の理解に関すること	
	情緒の安定に関すること	

③ 学習障がいのある子どもの教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容		
ア 教育内容・方法	(ア)教育内容	
	a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	
	b 学習内容の変更・調整	
	(イ)教育方法	
	a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
	b 学習機会や体験の確保	
イ 支援体制	c 心理面・健康面の配慮	
	(ア)専門性のある指導体制の整備	
	(イ)子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮	
	(ウ)災害等の支援体制の整備	
(ア)発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮		

2 学びの場について		
設置者の受け入れ体制	小・中学校等の状況	
本人・保護者の希望	希望する学びの場	
	希望する通学方法	

3 その他		
併せ有する他の障がいの有無と障がい種		

参考・引用：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供のための教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月）」